

中央区ロードレース大会企画審査会設置要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、中央区ロードレース大会の開催にかかる補助金交付要綱（令和3年8月10日中央区長決定）（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、中央区役所が設置する中央区ロードレース大会企画審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、要綱第7条に掲げる事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は中央区総務部地域支援担当課長をもって充てる。
- 3 会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 中央区総務部まちづくり課 まちづくり課長
 - (2) 中央区総務部まちづくり課 まちづくり担当係長 1名
 - (3) 中央区総務部まちづくり課 防災まちづくり係長
 - (4) 中央区総務部まちづくり課 まちづくり支援担当係長

(会長の職務及び代理)

第4条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、中央区総務部長がその職務を代理する。

(召集)

第5条 審査会の会議（以下、「会議」という。）は、申請期限満了後、速やかに、会長が召集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、中央区総務部まちづくり課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。